

平成 27 年第 2 回 議会運営委員会

【日時】平成 27 年 2 月 18 日(水)午前 9 時～

【場所】第 1 委員会室

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 長期欠席議員の議員報酬の減額について

資料 No. 1

(2) 第 1 回定例会提出議案の概要について

資料 No. 2

理事者側提出議案 81 件

ア 報告案件 3 件

イ 人事案件 9 件

ウ 条例案件 13 件

エ 一般案件 30 件

オ 予算案件 26 件

(3) 議案の取り扱いについて

資料 No. 3

ア 議案の取扱い

イ 報告案件、人事案件に対する質疑通告の提出期限（2/23（月）17 時）

(4) 第 1 回定例会の日程について

資料 No. 4

ア 定例会の日程

イ 各通告の提出期限 監査報告に対する質疑通告（2/24（火）正午）

一般質問通告（2/26（木）17 時㍻）

(5) 一般質問の時間配分について

会派名	所定時間	質問者数	質問者名及び質問時間		
会派のぞみ	360 分	人	分	分	分
			分	分	分
			分	分	分
市民パワー	120 分	人	分	分	分
日本共産党	120 分	人	分	分	分
会派みらい	120 分	人	分	分	分
公明党	80 分	人	分	分	分
無会派	40 分	人	分		

※開始時間 3 月 5 日（木）：午前 10 時、3 月 6 日（金）：午前 9 時

【裏面へ】

(6) 平成 27 年第 2 回定例会の日程(案)について

資料 No. 5

(7) 平成 27 年度議会日程（案）について

資料 No. 6

(8) パネル使用について

資料 No. 7

(9) 飯田市議会委員会条例の一部改正について

資料 No. 8

(10) その他

当面の日程 いずれも午前 9 時から 第 1 委員会室

ア 3 月 5 日(木) 中日議運

イ 3 月 20 日(金) 閉会日議運

4 閉会

議員報酬等の減額に関する条例の概要

1 制定の背景

議員は非常勤特別職であることから、勤務時間や休日の定義はない。従って、欠勤という考え方は存在しないことから、一般の会社員、国や自治体の職員が長期に欠勤した場合などのように減給の対象とはならない。しかしながら、支給される報酬の財源は市民から預かる税金であり、近年では市民感情も考慮して、公務による傷病などを除く長期の欠席の場合、報酬の不支給や減額の規定を設ける議会も少なくない。

飯田市議会においても、これまで数件の例があり報道が取り上げられると市民から問い合わせが寄せられている。

このような状態に鑑みて、議員の職責を全うし議会への住民の信頼の確保を図る観点から、報酬に関して特例を別に設けるものである。

なお、平成 26 年 5 月議長から議会運営委員会へ諮問があり、先進地視察（伊東市議会、小田原市議会）等を実施し、議会運営委員会で協議した結果、以下のとおり集約し、27 年 3 月飯田市議会第 1 回定例会へ関連する条例案を上程することとした。

2 制定のポイント

- (1)原則として、傷病その他の理由により継続して「市議会の会議等」に出席できない状態（長期欠席期間）にあるとき、この条例を適用する。
- (2)地方自治法上、議員の権能は示されているものの、何をもって報酬の対価とするかは想定されていないことから、他の事例を参考に「市議会の会議等」を定義した。
- (3)市議会の会議等に出席できない状態（長期欠席期間）等になった場合、医師が記載した証明書等を添付した届け出を提出することとした。また、欠席期間は議長が決定し、議会運営委員会に報告することとした。
- (4)減額の割合については、他の先進事例を参考にその期間により 3 段階とした。
- (5)期末手当についても、欠席の状態であるときは減額の対象とした。
- (6)刑事事件の被疑者又は被告人となった場合の支給停止等に関しては規定しないこととし、別途議会改革推進会議等で検討することとした。

3 条例の名称

飯田市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

4 条例の要旨

(1)市議会の会議等

本会議、各委員会、会議規則で規定する協議調整の場、議員の派遣（自治第 100 条第 13 項）、及び委員の派遣（会議規則第 99 条）と規定する。

(2) 会議等に出席できない状態となった場合（長期欠席期間）の届け出と期間の決定

ア 会議の応召にかかわらず、継続して会議等に出席できない状態となったとき、又は生じる見込みとなったとき及び出席できる状態となったとき、又は終了見込みとなったとき、届け出ることとする。

イ 欠席届に医師が記載した証明書等を添付し、議長へ提出する。

ウ 長期欠席期間の決定は、議長が決定し、議会運営委員会に報告する。

(3) 議員報酬及び期末手当の減額

ア 他の先進事例を参考に次の３段階で減額する。

90 日を超え 180 日以下であるとき 100 分の 20 を減額する
180 日を超え 1 年以下であるとき 100 分の 30 を減額する
1 年を超えるととき 100 分の 50 を減額する

イ 上記の期間を越えて減額の対象となった場合、超えることとなった日の属する月の翌月に減額する。

ウ 期末手当においても、手当の基準日前 6 箇月以内に減額支給された期間がある場合は、その割合を乗じて支給する。

(4) 減額の適用除外

ア 公務災害補償等に関する条例に基づき認定された公務上の災害及びその他市議会の会議等への出席又は参加に準じるものと議長が認める理由

イ 議長が認める市議会の会議等への出席又は参加に準じるものとしては、議会報告会、各種同盟会、任意の協議会及び議会主催等の研修会への参加又は参加のための移動中の事故による疾病等を想定する。

(5) 議員報酬及び期末手当の停止及び不支給

「刑事事件の被疑者又は被告人として身体を拘束された場合は支給停止し、有罪が確定の場合は不支給とする。なお、無罪が確定した場合は、翌月に支給する。」について検討したが、集約できず、この条例には規定しないこととした。ただし、別途議会改革推進会議等で検討することとした。

5 条例制定の状況

欠席又は出席停止議員に対する議員報酬又は期末手当の減額の規定状況（条例で規定している市（平成 25 年 12 月 31 日現在））

全国：50 市（全国 812 市（東京 23 特別区を含む）） 県内：1 市

飯田市議会議員の議員報酬の特例に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、飯田市の議会の議員（以下「議員」という。）が、飯田市議会の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、飯田市議会の議員の議員報酬等に関する条例（昭和37年飯田市条例第9号）の特例を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げる会議又は活動をいう。

ア 飯田市議会定例会又は臨時会の会議

イ 飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）の規定により設置された委員会

ウ 飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）第159条に規定する協議又は調整を行うための場

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第13項に規定する議員の派遣

オ 飯田市議会会議規則第99条に規定する委員の派遣

(2) 長期欠席期間 議員が、市議会の会議等に、本人の意思によるか否かにかかわらず、出席せず、又は参加しない期間で、当該期間が90日を超えるものをいう。

(議員報酬等の減額)

第3条 議員に長期欠席期間が生じたときは、当該議員の議員報酬及び期末手当を減額する。

(長期欠席期間に係る届出)

第4条 議員が傷病その他の理由により、長期欠席期間を生じ、又は生じる見込みとなったときは、議長に対し、医師が記載した証明書等を付す等してその旨を届け出るものとする。この場合において、議員自らが届け出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の親族が届け出ることができる。

2 長期欠席期間を生じた議員が、長期欠席期間を終え、又は終える見込みとなったときは、議長に対しその旨を届け出るものとする。

(長期欠席期間の決定)

第5条 長期欠席期間の始期及び終期は、議長が決定し、議会運営委員会に報告する。

2 長期欠席期間の決定は、議員報酬の支給額を決定する際に行うものとし、当該決定の後、長期欠席期間がなお継続する場合においては、議長は終期を延長する決定をする。

3 市議会の会議等に出席せず、又は参加しないことが、次に掲げる理由による場合は、当該出席せず、又は参加しなかった期間を長期欠席期間としない。

(1) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年飯田市条例第28号）に基づき認定された公務又は通勤による災害

(2) その他市議会の会議等への出席又は参加に準ずるものと議長が認める理由

(議員報酬の減額の方法)

第6条 前条の規定により長期欠席期間の決定がされた場合は、その議員が支給を受けるべき議員報酬の月額をその現に超えている月の日数で除して得た額に次の各号に掲げる区分ごとのその超えている月における長期欠席期間の日数（長期欠席期間の開始日から起算して90日以内の期間の日数を除く。）を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める減額割合を乗じて得た額の合計額をその超えている月の翌月に支給する当該議員の議員報酬から減額する。

- (1) 長期欠席期間の開始日から起算して180日を超えない期間 100分の20
- (2) 長期欠席期間の開始日から起算して180日を超え、1年を超えない期間 100分の30
- (3) 長期欠席期間の開始日から起算して1年を超える期間 100分の50

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により議員報酬から減額する額がその減額しようとする月における減額前の議員報酬の額を超えるときは、議員報酬から減額する額は、当該減額前の議員報酬の額とする。

3 任期満了、辞職、失職、除名若しくは議会の解散（以下「任期満了等」という。）又は死亡により議員報酬を減額しようとする月に議員報酬が支給されないときは、第1項の規定は、適用しない。

(期末手当の減額の方法)

第7条 6月1日若しくは12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者又は基準日前1月以内に任期満了等若しくは死亡によりその職を離れた者であって、基準日前6月の間（以下この条において「期末手当減額対象期間」という。）において長期欠席期間があったものに支給される期末手当の額は、これらの者が受けるべき期末手当の額を期末手当減額対象期間の日数で除した額に次の各号に掲げる区分ごとのその期末手当減額対象期間における長期欠席期間の日数（長期欠席期間の開始日から起算して90日以内の期間の日数を除く。）を乗じて得た額に、それぞれ当該各号に定める減額割合を乗じて得た額の合計額をその者が受けるべき期末手当の額から減額して得た額とする。

- (1) 長期欠席期間の開始日から起算して180日を超えない期間 100分の20
- (2) 長期欠席期間の開始日から起算して180日を超え、1年を超えない期間 100分の30
- (3) 長期欠席期間の開始日から起算して1年を超える期間 100分の50

(端数計算)

第8条 前2条の規定により計算した減額すべき額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り上げるものとする。

(任期満了等に伴う措置)

第9条 議員が任期満了等の日の後に議員となったときの当該任期満了等の日後の任期における第6条及び第7条の規定の適用については、当該任期満了等の日以前の任期におけるその者の長期欠席期間は、なかったものとみなす。

(委任)

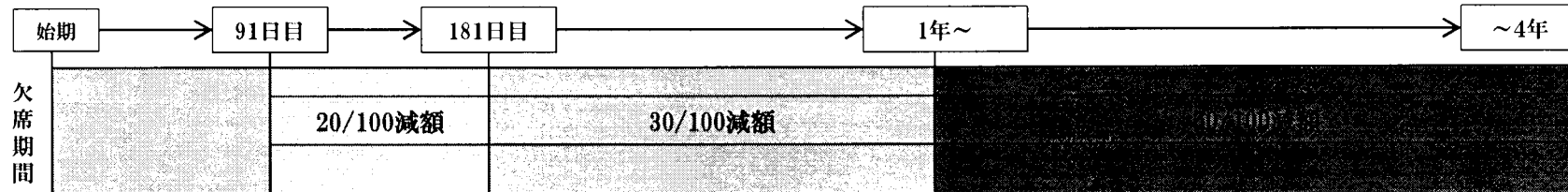
第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行し、同日以後の市議会の会議等に議員が出席せず、又は参加しない期間について適用する。

議員の報酬等の特例に関する条例のイメージ

報酬の減額のイメージ



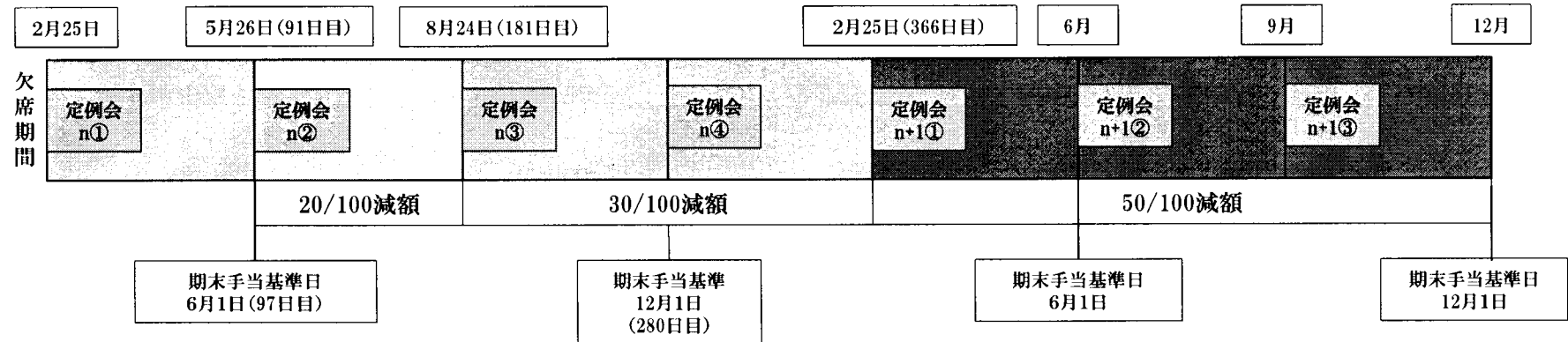
95日欠席した場合 13,567円減額
 $407,000円/30日 \times (95-90)日 \times 20/100 = 13,567円$

375日欠席した場合 総額 1,064,984円減
 $407,000円/30日 \times (180-90)日 \times 20/100 +$
 $407,000円/30日 \times (365-180)日 \times 30/100 +$
 $407,000円/30日 \times (375-365)日 \times 50/100 = 1,064,984円$

185日欠席した場合 総額264,550円減
 $407,000円/30日 \times (180-90)日 \times 20/100 + 407,000円/30日 \times (185-180)日 \times 30/100 = 264,550円$

定例会と欠席期間・期末手当の支給イメージ

※第1回定例会(2月25日)から欠席した場合の例



6月2日復帰(97日欠席した場合) 5,643円減額
 $(407,000円 \times 1.45 \times 1.45) / 182日 \times (96-90)日 \times 20/100 = 5,643円$

12月7日復帰(285日欠席した場合) 総額 253,070円減
 $(407,000円 \times 1.45 \times 1.45) / 182日 \times (96-90)日 \times 20/100 +$
 $(407,000円 \times 1.45 \times 1.65) / 183日 \times 84日 \times 20/100 + (407,000円 \times 1.45 \times 1.65) / 183日 \times 99日 \times 30/100 = 253,070円$

平成 27 年議会議案第 2 号 提案説明骨子

平成 27 年 3 月 20 日
議会運営委員会委員長

○議会議案第 2 号につきまして、議案提出者を代表して、ご説明申し上げます。

○本案は、議会議案第 2 号「飯田市議会議員の議員報酬の減額に関する条例の制定について」です。

○制定の趣旨ですが、

議員は非常勤特別職であることから、勤務時間や休日の定義はありません。したがって、欠勤という考え方は存在しないことから、一般の会社員や自治体の職員が長期に欠勤した場合などどのように減給の対象とはなりません。

しかしながら、支給される報酬の財源は、市民から預かる税金であり、近年では市民感情も考慮して、公務による傷病などを除く長期の欠席の場合、報酬の不支給や減額の規定を設ける議会も少なくありません。

このような状況に鑑みて、飯田市議会としても、議員の職責を全うし、議会への住民の信頼の確保を図る観点から、報酬に関して、減額に関する条例を新たに設けたいとするものです。

○内容につきましては、

第 1 条では、目的を。

第 2 条では、長期欠席期間を議員が、市議会の会議等に、本人の意思によるか否かにかかわらず、出席せず、又は参加しない期間で、当該期間が 90 日を超えるものと規定しています。

第3条では、減額する対象として、議員報酬及び期末手当を。第4条から第7条までは、長期欠席期間に係る届け出の手続きを、期間の決定は議長が行い、議会運営委員会へ報告することを、他の先進事例を参考に減額の方法等を定めたものです。

具体的には、90日を超え、180日以下の場合、100分の20を、180日を超え、1年以下の場合、100分の30を、1年を超える場合は、100分の50を減額するものとします。

○附則につきましては、施行期日等を規定したものです。

○提案内容をご理解いただき、慎重審議の上、可決いただくようお願いいたします。

○以上、提案説明とさせていただきます。

長期欠席議員の議員報酬のあり方について

各会派検討結果 平成27年1月7日現在

	1 制定の背景・目的について			2 議員報酬及び期末手当の支給の規定の仕方	3 議員報酬及び期末手当の減額の割合	4 刑事事件の被疑者又は被告人として身体を拘束された場合を規定するか
	(1)「議員として安心して、しっかりと療養できる環境を整備するために」を記載するかどうか	(2)「議員の報酬は身分に対してのものか、または、自治基本条例第25条市議会議員の責務(活動)に対してのものか」、「〇〇との理由から減額するものとする」等記載するか	(3)自治基本条例第6章全体の条文に関して「職務を全うし議会への住民の信頼の確保を図る観点から」のうち、「職務を全うし」をさらに詳しく記載するか			
会派のぞみ	条例に記載しないが、目的に明記。「長期療養を必要とする傷病については、療養に専念し、議員として早期に議員活動に復帰できるよう環境を整備する」	記載しない。	記載しない。	減額と規定する。	90日を越え、180日以下であるとき20%減、180日を越え、1年以下であるとき30%減、1年を越えるとき50%減。	規定する。
市民パワー	罰則条例でないことを本位に、次の通り条例に明記する。「長期欠席議員心身ともに安心して療養に専念し、一日も早く復帰できる環境を整備する」	「自治基本条例第25条市議会議員の責務を遂行出来ない場合は報酬を減額し支給する」と明記する。	詳しく記載しない。理由=目的が療養に専念し、復帰できる環境を整備する目的であるため。	支給と規定する。	90日を越え、180日以下であるとき80%、180日を越え、1年以下であるとき70%、1年を越えるとき50%。	規定する。
日本共産党	記載しない。市民の立場から見ると、この目的はあまり理解されないのでは。	記載しない。特に報酬に対する理由付は必要ないのでは。	様々な職務があると思うので、あえて具体的には必要ないと思う。	どちらでも良いと思う。合理的な方で。		規定しない。有罪が確定してからでも良いと思う。
会派みらい	条例には記載しない。その理由は、傷病により議員活動に不足が生ずることに対する自発的な行為であって、自らを扶助することでは無いことに発するため。	・書き込むのなら以下の点に留意して欲しい。 ・議員報酬は身分と責務遂行に対する期待との両側面を持っていると考える。その点を考慮し、前述のような自発的な行動として自らを律するという表現が望ましい。	記載しなくても良い。	減額と規定する。	・90日を越え、180日以下であるとき20%減、180日を越え、1年以下であるとき30%減、1年を越えるとき50%減。 ・その理由は、報酬には身分対価ということも含むため。(そうでない矢祭町のような議論にも発展する)	・規定出来ない。 ・刑法上は判決が出るまでは推定無罪という考え方があるため、身柄を拘束されただけで不利益を課すべきではないと考える。
公明党	条例に記載しないが、目的に明記。「長期療養を必要とする疾病については、療養に専念し早期に議員活動に復帰出来るよう環境を整備する」	記載する。「自治基本条例第25条の市議会議員の責務を果たすことが出来ない状況になった時に減額する」	詳しく記載しない。	減額と規定する。	90日を越え、180日以下であるとき20%減、180日を越え、1年以下であるとき30%減、1年を越えるとき50%減。	規定する。
集 約	条例には記載しない。	理由は記載しない。	詳しく記載しない。	減額と規定する。	他の先進事例を参考に3段階とする。90日を越え、180日以下であるとき20%減、180日を越え、1年以下であるとき30%減、1年を越えるとき50%減	規定しない。議会改革推進会議等で別途検討。

長期欠席議員の議員報酬のあり方について

各会派検討結果 平成27年1月7日現在

	5 減額対象とする会議等をどうするか。	6 会議等に出席できない状態となった場合の届出と期間の決定				7 条例を制定するとした場合、特別職報酬等審議会へ意見を聞く必要があるか、ないか。
		(1)届出の義務づけ	(2)議員報酬の受け取りを制限するため、第三者の公的な記録として、医師の診断書の添付を必要としているが、どうか	(3)期間の決定は、議会運営委員会で行うことの是非	(4)この案ではなく、伊東市議会及び小田原市議会のように、項目5で決定した会議を欠席したことをもって、始期とするか	
会派のぞみ	原案のとおり。	必要ではない。 今までとおりの欠席の届けの方法。	必要ではない。	是とする。	公私を問わず、欠席をもつて始期とする。	必要ではない。 議員自らのことなので。
市民パワー	原案どおり。	必要。	長期欠席届出書に付記。(医師の指示が分かる。(治療方針)内容に基づくもの)	是とする。 ただし、この案件に関しては、個人情報に関する事案のため非公開とする。	手続きは項目6とし、欠席の始期は項目5で決定した会議を始期とする。	必要なし。 減額支給する条例であるために、審議会へ意見を聞く必要はないと考える。
日本共産党	良とする。	必要。	長期欠席届出書に付記。(医師の指示が分かる。(治療方針)内容に基づくもの)	是とする。		必要。 市民意見として聞きたい。
会派みらい	原案で良い。	・必要 ・前項に、会議出席が出来なくなった原因が「公務であっても私的であっても欠席カウントの対象」とあるが、これは公務は除外では？但しその場合でも欠席の場合は届け出は必要。	・必要 ・何故長期欠席なのかを客観的に証明することは、説明責任として求められる。	良い。	手続きは項目6とし、欠席の始期は項目5で決定した会議を始期とする。	必要ではない。 そもそも自発的な行為なので。
公明党	項目5の内容で良い。	必要。	必要ではない。	是とする。		必要ではない。 議員自らのことなので聞く必要はないが、報告は行う。
集 約	他の事例を参考に「市議会の会議等」を定義する。	必要。	医師が記載した証明書等を添付する。	議長が決定し、議会運営委員会に期間の報告する。	欠席の始期は項目5で決定した会議を始期とする。	議会自らが決定すべき事項のため必要ではない。

平成27年飯田市議会第1回定例会まとめ（2月25日提出分）

総括	
報告案件	3件
人事案件	9件
条例案件	13件
一般案件	30件
予算案件	26件

計	81件
---	-----

案件の概要

- | | |
|-------|---|
| 報告第1号 | <p>(1) 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【平成26年12月17日に発生した自動車事故に係る賠償額を105,865円と定め、平成27年2月2日に専決処分したもの。】</p> <p>(2) 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【平成26年9月5日に発生した自動車事故に係る賠償額を63,137円と定め、平成26年12月12日に専決処分したもの。】</p> <p>(3) 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【平成26年9月5日に発生した自動車事故に係る賠償額を296,398円と定め、平成26年12月12日に専決処分したもの。】</p> <p>(4) 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【平成26年10月22日に発生した自動車事故に係る賠償額を103,670円と定め、平成26年12月9日に専決処分したもの。】</p> |
| 報告第2号 | <p>専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【平成26年10月12日に発生した施設管理の瑕疵による人的損害に係る賠償額を141,160円と定め、平成27年1月16日に専決処分したもの。】</p> |
| 報告第3号 | <p>専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
【平成26年9月2日に発生した市道管理の瑕疵による物的損害に係る賠償額を40,928円と定め、平成27年1月15日に専決処分したもの。】</p> |
-

- | | |
|-------|--|
| 議案第1号 | <p>監査委員の選任について
【委員1人の任期満了に伴い委員の選任について同意を求めるもの。新たに選任する者 北澤 福一氏】</p> |
| 議案第2号 | <p>固定資産評価審査委員会の委員の選任について
【委員1人の任期満了に伴い委員の選任について同意を求めるもの。選任する者 篠田 順氏】</p> |
| 議案第3号 | <p>飯田市南部財産区管理委員の選任について
【委員1人の死亡に伴い委員を選任したいとするもの。】</p> |
| 議案第4号 | <p>飯田市中央財産区管理委員の選任について
【委員1人の任期満了に伴い委員を選任したいとするもの。】</p> |
| 議案第5号 | <p>飯田市長野原財産区管理委員の選任について
【委員2人の任期満了に伴い委員を選任したいとするもの。】</p> |
| 議案第6号 | <p>飯田市時又財産区管理委員の選任について
【委員6人の辞任に伴い委員を選任したいとするもの。】</p> |

議案第7号	飯田市桐林財産区管理委員の選任について 【委員7人の辞任に伴い委員を選任したいとするもの。】
議案第8号	飯田市駄科財産区管理委員の選任について 【委員7人の辞任に伴い委員を選任したいとするもの。】
議案第9号	飯田市山本区財産区管理委員の選任について 【委員5人の任期満了に伴い委員を選任したいとするもの。】
議案第10号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定について 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整理を行うため、職務に専念する義務の特例に関する条例ほか5 条例の一部を改正し、又は廃止しようとするもの。】
議案第11号	飯田市恩給条例等を廃止する条例の制定について 【恩給等の受給者の死亡により、支給対象者がなくなったため、飯田市恩給条 例ほか11条例を廃止しようとするもの。】
議案第12号	飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名改正に伴い引用する規定の 改正を行うため及び長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査等に係 る手数料の変更を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。】
議案第13号	飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する 条例の制定について 【上久堅、龍江及び三穂にそれぞれ地域振興住宅を新たに設置するため、条例 の一部を改正しようとするもの。】
議案第14号	飯田市空家等の適正な管理及び活用に関する条例の制定について 【空家等の適正な管理及び活用の促進並びに新たな空家の発生を予防するた め、条例を制定しようとするもの。】
議案第15号	飯田市障害者地域生活支援事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律の施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について 【障害者総合支援法の施行により、障害程度区分が障害支援区分に変更された ことに伴い、条例の一部を改正しようとするもの。】
議案第16号	飯田市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について 【平成27年4月1日から上郷東保育園を経営移管することに伴い、条例の一部 を改正しようとするもの。】
議案第17号	飯田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 【第6期介護保険事業計画期間における第1号被保険者に係る保険料率の設定 等を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。】
議案第18号	飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について 【障害者医療費給付対象者のうち児童に係る所得制限基準を廃止するため、条 例の一部を改正しようとするもの。】

議案第19号	飯田市病院等料金条例の一部を改正する条例の制定について 【薬事法の改正に伴い、引用する規定を改正するため、条例の一部を改正しようとするもの。】
議案第20号	飯田市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について 【法人の同一駐車場における10台以上の使用に係る使用料を新たに設けるため、条例の一部を改正しようとするもの。】
議案第21号	学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について 【竜峡共同調理場の移転に伴い位置を変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。】
議案第22号	菱田春草生誕地公園条例の制定について 【菱田春草の生家所在地に新たに菱田春草生誕地公園を設置するため、条例を制定しようとするもの。】
議案第23号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について 【平成27年度から平成31年度までを計画期間とする辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するため、議会の議決を求めるもの。】
議案第24号	松川町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて 【圏域内の戸籍に係る電子情報処理組織の事務について連携体制の強化を図るため、松川町との間に締結した定住自立圏形成協定の内容に戸籍情報処理に係る電算システム機器の共同利用の実施を加えようとするもの。】
議案第25号	高森町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて 【圏域内の戸籍に係る電子情報処理組織の事務について連携体制の強化を図るため、高森町との間に締結した定住自立圏形成協定の内容に戸籍情報処理に係る電算システム機器の共同利用の実施を加えようとするもの。】
議案第26号	阿南町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて 【圏域内の戸籍に係る電子情報処理組織の事務について連携体制の強化を図るため、阿南町との間に締結した定住自立圏形成協定の内容に戸籍情報処理に係る電算システム機器の共同利用の実施を加えようとするもの。】
議案第27号	阿智村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて 【圏域内の戸籍に係る電子情報処理組織の事務について連携体制の強化を図るため、阿智村との間に締結した定住自立圏形成協定の内容に戸籍情報処理に係る電算システム機器の共同利用の実施を加えようとするもの。】
議案第28号	平谷村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて 【圏域内の戸籍に係る電子情報処理組織の事務について連携体制の強化を図るため、平谷村との間に締結した定住自立圏形成協定の内容に戸籍情報処理に係る電算システム機器の共同利用の実施を加えようとするもの。】
議案第29号	根羽村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて 【圏域内の戸籍に係る電子情報処理組織の事務について連携体制の強化を図るため、根羽村との間に締結した定住自立圏形成協定の内容に戸籍情報処理に係る電算システム機器の共同利用の実施を加えようとするもの。】

- 議案第30号 下條村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
【圏域内の戸籍に係る電子情報処理組織の事務について連携体制の強化を図るため、下條村との間に締結した定住自立圏形成協定の内容に戸籍情報処理に係る電算システム機器の共同利用の実施を加えようとするもの。】
- 議案第31号 売木村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
【圏域内の戸籍に係る電子情報処理組織の事務について連携体制の強化を図るため、売木村との間に締結した定住自立圏形成協定の内容に戸籍情報処理に係る電算システム機器の共同利用の実施を加えようとするもの。】
- 議案第32号 天龍村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
【圏域内の戸籍に係る電子情報処理組織の事務について連携体制の強化を図るため、天龍村との間に締結した定住自立圏形成協定の内容に戸籍情報処理に係る電算システム機器の共同利用の実施を加えようとするもの。】
- 議案第33号 泰阜村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
【圏域内の戸籍に係る電子情報処理組織の事務について連携体制の強化を図るため、泰阜村との間に締結した定住自立圏形成協定の内容に戸籍情報処理に係る電算システム機器の共同利用の実施を加えようとするもの。】
- 議案第34号 喬木村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
【圏域内の戸籍に係る電子情報処理組織の事務について連携体制の強化を図るため、喬木村との間に締結した定住自立圏形成協定の内容に戸籍情報処理に係る電算システム機器の共同利用の実施を加えようとするもの。】
- 議案第35号 豊丘村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
【圏域内の戸籍に係る電子情報処理組織の事務について連携体制の強化を図るため、豊丘村との間に締結した定住自立圏形成協定の内容に戸籍情報処理に係る電算システム機器の共同利用の実施を加えようとするもの。】
- 議案第36号 大鹿村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
【圏域内の戸籍に係る電子情報処理組織の事務について連携体制の強化を図るため、大鹿村との間に締結した定住自立圏形成協定の内容に戸籍情報処理に係る電算システム機器の共同利用の実施を加えようとするもの。】
- 議案第37号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について
【下伊那郡13町村と地方自治法第252条の14第1項の規定により戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託を行うため、同意を求めるもの。】
- 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市保健休養施設）
【飯田観光協会を飯田市保健休養施設の指定管理者として、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市天龍峡温泉交流館）
【株式会社農耕百花を飯田市天龍峡温泉交流館の指定管理者として、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃観光施設等）
【一般財団法人南信濃振興公社ほか7団体を飯田市南信濃の10施設の指定管理者として、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃陶芸館）
【一般財団法人南信濃振興公社を飯田市南信濃陶芸館の指定管理者として、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
- 議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市特産物加工施設）
【青崩会を南信濃八重河内特産物加工施設の指定管理者として、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間、指定したいとするもの。】

議案第43号	損害賠償の額を定めることについて 【平成26年4月3日に発生した市道の管理瑕疵による物的損害に係る賠償額を329,975円と定めたいとするもの。】
議案第44号	市道路線の認定について 【旧飯田測候所の活用に係る周辺整備による路線の認定 1路線】
議案第45号	市道路線の廃止について 【道路台帳の整備に係る見直しによる路線の廃止 3路線】
議案第46号	市道路線の変更について 【道路台帳の整備に係る見直しによる路線の変更 6路線】
議案第47号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市立動物園） 【環境文化教育機構株式会社を飯田市立動物園の指定管理者として、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
議案第48号	公の施設の指定管理者の指定について（平成記念飯田子どもの森公園） 【環境文化教育機構株式会社を平成記念飯田子どもの森公園の指定管理者として、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
議案第49号	工事請負契約の一部変更について（竜峡共同調理場建築本体工事） 【竜峡共同調理場建築本体工事の内容の変更により契約金額を増額したいとするもの。変更前237,600,000円 変更後248,626,800円】
議案第50号	工事請負契約の一部変更について（竜峡共同調理場機械設備工事） 【竜峡共同調理場建設事業機械設備工事の内容の変更により契約金額を増額したいとするもの。変更前323,352,000円 変更後328,752,000円】
議案第51号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市営市民プール及び飯田運動公園プール） 【株式会社フクシ・エンタープライズを飯田市営市民プール及び飯田運動公園プールの指定管理者として、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
議案第52号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市人形浄瑠璃施設） 【今田人形の館運営委員会を飯田市今田人形の館の指定管理者として、及び黒田人形保存会を飯田市黒田人形浄瑠璃伝承館の指定管理者として、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの間、指定したいとするもの。】
議案第53号	平成26年度飯田市一般会計補正予算（第7号）案 【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192,204千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,052,762千円とする。】
議案第54号	平成26年度飯田市一般会計補正予算（第8号）案 【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ562,553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,615,315千円とする。】
議案第55号	平成26年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）案 【事業勘定の歳入歳出予算の組替えのため、補正を行いたいとするもの。】
議案第56号	平成26年度飯田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案 【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,866千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,249,966千円とする。】

議案第57号	平成26年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第2号）案 【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114,552千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,497,714千円とする。】
議案第58号	平成26年度飯田市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）案 【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,284千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74,484千円とする。】
議案第59号	平成26年度飯田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案 【歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,173千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,727千円とする。】
議案第60号	平成26年度飯田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）案 【歳入歳出予算の組替えのため、補正を行いたいとするもの。】
議案第61号	平成26年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計補正予算（第2号）案 【歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,504千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149,834千円とする。】
議案第62号	平成26年度飯田市病院事業会計補正予算（第3号）案 【収益的支出の予定額に67,317千円を追加し、資本的収入の予定額から115,000千円、資本的支出の予定額から39,855千円をそれぞれ減額する。】
議案第63号	平成26年度飯田市水道事業会計補正予算（第2号）案 【収益的支出の予定額に234,900千円を追加し、資本的収入の予定額から70,000千円、資本的支出の予定額から60,000千円をそれぞれ減額する。】
議案第64号	平成26年度飯田市各財産区会計補正予算（第1号）案 【歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,483千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,631千円とする。】
議案第65号	平成27年度飯田市一般会計予算（案） 【予算総額43,460,000千円】
議案第66号	平成27年度飯田市国民健康保険特別会計予算（案） 【事業勘定予算総額11,326,900千円 直営診療施設勘定予算総額4,600千円】
議案第67号	平成27年度飯田市後期高齢者医療特別会計予算（案） 【予算総額1,238,000千円】
議案第68号	平成27年度飯田市介護保険特別会計予算（案） 【予算総額10,498,400千円】
議案第69号	平成27年度飯田市地方卸売市場事業特別会計予算（案） 【予算総額15,000千円】
議案第70号	平成27年度飯田市駐車場事業特別会計予算（案） 【予算総額69,700千円】
議案第71号	平成27年度飯田市墓地事業特別会計予算（案） 【予算総額15,500千円】
議案第72号	平成27年度飯田市簡易水道事業特別会計予算（案） 【予算総額141,900千円】
議案第73号	平成27年度飯田市下水道事業特別会計予算（案） 【予算総額4,343,900千円】

- 議案第74号 平成27年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計予算（案）
【予算総額682,400千円】
- 議案第75号 平成27年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計予算（案）
【予算総額129,800千円】
- 議案第76号 平成27年度飯田市病院事業会計予算（案）
【収益的收入12,316,000千円 収益的支出12,510,000千円
資本的收入1,095,439千円 資本的支出2,040,184千円】
- 議案第77号 平成27年度飯田市水道事業会計予算（案）
【収益的收入2,131,400千円 収益的支出1,983,700千円
資本的收入248,500千円 資本的支出1,025,500千円】
- 議案第78号 平成27年度飯田市各財産区会計予算（案）
【予算総額42,403千円】

◎平成26年度一般会計補正予算(第7号)案について

- 1 補正額 1億9,220万4千円
- 2 主な内容
 - ・生活支援商品券事業補助金 7,360万円
 - ・地域消費喚起商品券事業補助金 7,000万円
 - ・子育て支援商品券事業補助金 2,460万4千円
 - ・ふるさと旅行券事業補助金 2,400万円

総括(歳入)

単位:千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の主な内容
09 地方交付税	11,427,054	21,204	11,448,258	特別交付税
13 国庫支出金	5,244,829	171,000	5,415,829	地域住民生活等緊急支援のための交付金
歳入合計	47,860,558	192,204	48,052,762	

総 括(歳 出)

単位:千円

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳				補 正 額 の 主 な 内 容
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
03 民生費	14,095,230	98,204	14,193,434	77,000			21,204	生活支援商品券事業補助金 73,600 子育て支援商品券事業補助金 24,604
07 商工費	2,556,599	94,000	2,650,599	94,000				地域消費喚起商品券事業補助金 70,000 ふるさと旅行券事業補助金 24,000
歳 出 合 計	47,860,558	192,204	48,052,762	171,000			21,204	

平成26年度一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書(第8号)

- 1 補正額 5億6,255万3千円
- 2 主な内容
- (1)国補正予算に対応して平成27年度当初予算から前倒した事業(1億5,356万4千円)
- ・新産業クラスター事業:4,000万円 ・リニア駅周辺整備基本計画策定:2,923万5千円 ・事業創生人材育成事業:1,200万円
 - ・戦略的な地域づくりをめざす計画策定事業:1,000万円 ・サイエンスパーク構想推進事業:1,000万円
 - ・シティプロモーション推進事業:5,171千円
- (2)その他
- ・総合支援給付事業(生活介護給付・就労継続支援ほか):1億4,186万1千円
 - ・民間保育所運営費負担金:2,544万1千円
 - ・障害児通所支援費:1,800万円
 - ・消防団員退職報償金:1,306万9千円
 - ・6次産業化ネットワーク活動交付金:△1億7,230万3千円
 - ・社会資本整備総合交付金事業(活力創出基盤整備・市街地整備):△9,336万7千円
 - ・人件費(給与、期末手当、退職手当等):4億5,802万3千円

6

総括(歳入)

単位:千円

款	補正前の額	補正額	計	補正額の主な内容
09 地方交付税	11,448,258	374,519	11,822,777	普通交付税 164,921、特別交付税 209,598
13 国庫支出金	5,415,829	211,229	5,627,058	地域住民生活等緊急支援のための交付金 134,909 がんばる地域交付金 57,314、障害者自立支援給付費負担金 55,000 社会資本整備総合交付金(市街地整備) △35,715
14 県支出金	2,930,525	△ 105,620	2,824,905	6次産業化ネットワーク活動交付金 △172,303、障害者自立支援給付費負担金 27,500 後期高齢者医療保険基盤安定事業負担金 10,399、保険基盤安定負担金 9,978
15 財産収入	180,575	64,276	244,851	土地売払収入(環境課) 46,587、建物売払収入(環境課) 5,448、庁舎建設基金利子 5,582
16 寄附金	32,118	6,185	38,303	文化財保護寄附金 5,241、社会福祉施設整備基金寄附金 684
17 繰入金	1,347,374	879	1,348,253	ふるさと基金繰入金
19 諸収入	2,382,266	60,985	2,443,251	県市町村振興協会市町村交付金 42,235、消防団員等退職報償金 13,468
20 市債	6,816,500	△ 49,900	6,766,600	臨時財政対策債 45,900、合併特例事業債(道路新設改良事業債) △43,400 上水道事業債(一般会計出資債) △35,000、合併特例事業債(公園事業債) △9,300
歳入合計	48,052,762	562,553	48,615,315	

総括(歳出)

単位:千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				補正額の主な内容
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
01 議会費	290,383	2,463	292,846			60	2,403	事務局職員人件費 2,403、議場装飾品制作業務 60
02 総務費	6,345,015	398,896	6,743,911	65,065		3,280	330,551	地方版総合戦略策定 10,000、サイエンスパーク構想 10,000 事業創生人材育成事業 12,000 シティープロモーション推進事業 5,171 リニア駅周辺整備 29,235、リニア調査事業 △31,000 職員人件費 334,751(うち退職手当 244,197)
03 民生費	14,193,434	235,334	14,428,768	132,578	△ 4,800	1,551	106,005	総合支援介護給付 86,861、総合支援訓練等給付 55,000 民間保育所運営費負担金 25,441、障害児通所支援 18,000 結婚支援 7,448、職員人件費 14,907
04 衛生費	5,293,730	3,405	5,297,135	24,500	△ 35,000	100	13,805	水道事業会計出資金 △35,000 国民健康保険事業勘定繰出金 18,043 不妊治療費助成 9,000、職員人件費 5,312
05 労働費	272,400	10,479	282,879	1,000			9,479	職員人件費 9,479 雇用対策事業 1,000
06 農林水産業費	1,920,237	△ 153,809	1,766,428	△ 155,431			1,622	6次産業化ネットワーク活動交付金 △172,303 新規就農総合支援事業補助金 13,886 農業担い手誘致事業 581
07 商工費	2,650,599	48,430	2,699,029	44,504			3,926	新産業クラスター事業 40,000 観光誘客宣伝事業 4,504、職員人件費 3,267
08 土木費	5,012,009	△ 74,778	4,937,231	△ 47,114	△ 56,000		28,336	社会資本整備総合交付金事業 (活力創出基盤整備 3,000、市街地整備 △96,367) 災害危険住宅移転事業補助金 △4,998 職員人件費 31,896
09 消防費	1,271,640	13,069	1,284,709			13,468	△ 399	消防団員退職報償金
10 教育費	5,206,019	60,868	5,266,887	△ 550		1,400	60,018	職員人件費 56,008、図書館公用車購入 1,300 埋蔵文化財調査事業(県) △1,350
13 諸支出金	300,100	18,196	318,296			18,196		庁舎建設基金利子積立金 5,582 ふるさと基金新規積立金 5,241 公共施設等整備基金利子積立金 2,813
歳出合計	48,052,762	562,553	48,615,315	64,552	△ 95,800	38,055	555,746	

平成27年飯田市議会第1回定例会
議案一覧表

2月25日上程分

◎ 報告議案 (3件)	
報告第1号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第2号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
報告第3号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

◎ 即決議案 (9件)	
議案第1号	監査委員の選任について
議案第2号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について
議案第3号	飯田市南部財産区管理委員の選任について
議案第4号	飯田市中心部財産区管理委員の選任について
議案第5号	飯田市長野原財産区管理委員の選任について
議案第6号	飯田市時又財産区管理委員の選任について
議案第7号	飯田市桐林財産区管理委員の選任について
議案第8号	飯田市駄科財産区管理委員の選任について
議案第9号	飯田市山本区財産区管理委員の選任について

◎ 定住自立圏形成協定関連議案 (14件)	
議案第24号	松川町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第25号	高森町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第26号	阿南町との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第27号	阿智村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第28号	平谷村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第29号	根羽村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第30号	下條村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第31号	売木村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第32号	天龍村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第33号	泰阜村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第34号	喬木村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第35号	豊丘村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第36号	大鹿村との間において締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することについて
議案第37号	戸籍に係る電子情報処理組織の事務の委託について

平成27年飯田市議会第1回定例会 付託議案一覧表

2月25日上程分

【分割付託分】

◎ 分割付託議案 (3件)	
議案第53号	平成26年度飯田市一般会計補正予算(第7号)案
議案第54号	平成26年度飯田市一般会計補正予算(第8号)案
議案第65号	平成27年度飯田市一般会計予算(案)

【一括付託分】

◎ 総務委員会付託議案 (12件)	
議案第10号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第11号	飯田市恩給条例等を廃止する条例の制定について
議案第12号	飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	飯田市中心間地域における地域振興住宅の運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	飯田市空家等の適正な管理及び活用に関する条例の制定について
議案第20号	飯田市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
議案第58号	平成26年度飯田市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)案
議案第61号	平成26年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計補正予算(第2号)案
議案第70号	平成27年度飯田市駐車場事業特別会計予算(案)
議案第71号	平成27年度飯田市墓地事業特別会計予算(案)
議案第75号	平成27年度飯田市ケーブルテレビ放送事業特別会計予算(案)

◎ 社会文教委員会付託議案 (20件)	
議案第15号	飯田市障害者地域生活支援事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	飯田市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	飯田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	飯田市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	飯田市病院等料金条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号	学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第22号	菱田春草生誕地公園条例の制定について
議案第49号	工事請負契約の一部変更について（竜峡共同調理場建築本体工事）
議案第50号	工事請負契約の一部変更について（竜峡共同調理場機械設備工事）
議案第51号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市営市民プール及び飯田運動公園プール）
議案第52号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市人形浄瑠璃施設）
議案第55号	平成26年度飯田市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）案
議案第56号	平成26年度飯田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
議案第57号	平成26年度飯田市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
議案第62号	平成26年度飯田市病院事業会計補正予算（第3号）案
議案第66号	平成27年度飯田市国民健康保険特別会計予算（案）
議案第67号	平成27年度飯田市後期高齢者医療特別会計予算（案）
議案第68号	平成27年度飯田市介護保険特別会計予算（案）
議案第74号	平成27年度飯田市介護老人保健施設事業特別会計予算（案）
議案第76号	平成27年度飯田市病院事業会計予算（案）

◎ 産業建設委員会付託議案 (20件)	
議案第38号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市保健休養施設）
議案第39号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市天龍峡温泉交流館）
議案第40号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃観光施設等）
議案第41号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市南信濃陶芸館）
議案第42号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市特産物加工施設）
議案第43号	損害賠償の額を定めることについて
議案第44号	市道路線の認定について
議案第45号	市道路線の廃止について
議案第46号	市道路線の変更について
議案第47号	公の施設の指定管理者の指定について（飯田市立動物園）
議案第48号	公の施設の指定管理者の指定について（平成記念飯田子どもの森公園）
議案第59号	平成26年度飯田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案
議案第60号	平成26年度飯田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）案
議案第63号	平成26年度飯田市水道事業会計補正予算（第2号）案
議案第64号	平成26年度飯田市各財産区会計補正予算（第1号）案
議案第69号	平成27年度飯田市地方卸売市場事業特別会計予算（案）
議案第72号	平成27年度飯田市簡易水道事業特別会計予算（案）
議案第73号	平成27年度飯田市下水道事業特別会計予算（案）
議案第77号	平成27年度飯田市水道事業会計予算（案）
議案第78号	平成27年度飯田市各財産区会計予算（案）

議案第53号 平成26年度飯田市一般会計補正予算（第7号）案
付 託 表

【総務委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
9 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税	8
13 国庫支出金	2 国庫補助金	2 総務費国庫補助金	8

2 歳出

なし

【社会文教委員会】

1 歳入

なし

2 歳出

款	項	目	議案頁
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	10
	2 児童福祉費	1 児童福祉総務費	10

3 繰越明許費関係分

【産業建設委員会】

1 歳入

なし

2 歳出

款	項	目	議案頁
7 商工費	1 商工費	1 商工総務費	10
		4 観光費	10

3 繰越明許費関係分

議案第54号 平成26年度飯田市一般会計補正予算（第8号）案
付 託 表

【総務委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
9 地方交付税	1 地方交付税	1 地方交付税	12
13 国庫支出金	2 国庫補助金	2 総務費国庫補助金	12
15 財産収入	1 財産運用収入	3 基金運用収入	16
	2 財産売却収入	1 不動産売却収入	18
16 寄附金	1 寄附金	4 衛生費寄附金	18
17 繰入金	2 基金繰入金	1 基金繰入金	20
19 諸収入	5 雑入	1 雑入	20
20 市債	1 市債	3 民生債	20
		4 衛生債	20
		8 土木債	20
		16 臨時財政対策債	22

2 歳出

款	項	目	議案頁
1 議会費	1 議会費	1 議会費	24
2 総務費	1 総務管理費	1 総務管理費	24
		2 広報広聴費	24
		4 車両管理費	26
		5 自治振興費	26
		9 企画費	28
		10 人事管理費	30
4 衛生費	1 保健衛生費	5 環境保全費（関係分）	38
9 消防費	1 消防費	2 非常備消防費	54
13 諸支出金	1 積立金	1 積立金	60

3 繰越明許費関係分

4 地方債補正

議案第54号 平成26年度飯田市一般会計補正予算（第8号）案
付 託 表

【社会文教委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
13 国庫支出金	1 国庫負担金	3 民生費国庫負担金	12
		4 衛生費国庫負担金	12
	2 国庫補助金	10 教育費国庫補助金	14
14 県支出金	1 県負担金	3 民生費県負担金	14
		4 衛生費県負担金	14
	3 委託金	10 教育費委託金	16
16 寄附金	1 寄附金	3 民生費寄附金	18
		10 教育費寄附金	18
19 諸収入	4 受託事業収入	3 民生費受託事業収入	20
		10 教育費受託事業収入	20

2 歳出

款	項	目	議案頁
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	30
		2 社会援護費	32
		3 障害者福祉費	32
		4 老人福祉費	32
		7 医療費給付費	34
	2 児童福祉費	4 発達支援センター費	34
		5 民間保育所費	34
		9 障害児支援費	34
	3 生活保護費	1 生活保護費	34
		2 福祉企業センター費	36
4 衛生費	1 保健衛生費	1 保健衛生総務費	38
		2 母子保健事業費	38
10 教育費	1 教育総務費	2 事務局費	54
	4 幼稚園費	1 幼稚園費	54
	5 社会教育費	3 文化財保護費	56
		4 公民館費	56
		5 図書館費	56
		6 美術博物館費	58
		7 文化会館費	58
		8 歴史研究費	58
		4 学校給食費	60
	6 保健体育費		

3 繰越明許費関係分

議案第54号 平成26年度飯田市一般会計補正予算（第8号）案
付 託 表

【産業建設委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
13 国庫支出金	2 国庫補助金	4 衛生費国庫補助金	12
		8 土木費国庫補助金	12
14 県支出金	2 県補助金	4 衛生費県補助金	14
		6 農林水産業費県補助金	14
		8 土木費県補助金	16

2 歳出

款	項	目	議案頁
2 総務費	1 総務管理費	17 リニア推進事業費	30
4 衛生費	1 保健衛生費	5 環境保全費（関係分）	38
		6 水道費	38
5 労働費	1 労働諸費	1 労働諸費	38
6 農林水産業費	1 農業費	1 農業委員会費	40
		3 農政対策費	40
		4 農業振興費	42
		6 畜産業費	42
	2 林業費	2 林業振興費	44
		3 森林公園費	44
7 商工費	1 商工費	1 商工総務費	44
		4 観光費	44
		5 工業振興費	46
8 土木費	1 土木管理費	1 土木総務費	46
	2 道路橋りょう費	1 道路橋りょう総務費	46
		3 道路新設改良費	46
		4 橋りょう維持費	48
	3 河川費	3 河川改修費	50
	4 都市計画費	1 都市計画総務費	50
		5 公園費	50
	5 住宅費	1 住宅管理費	52
		2 建築指導費	52
		3 住宅建設費	52

3 繰越明許費関係分

議案第65号 平成27年度飯田市一般会計予算（案）
付 託 表

【総務委員会】

1 歳入

款		項	目	議案頁
1	市税			14
2	地方譲与税			20
3	利子割交付金			20
4	配当割交付金			20
5	株式等譲渡所得割交付金			20
6	地方消費税交付金			22
7	自動車取得税交付金			22
8	地方特例交付金			22
9	地方交付税			22
10	交通安全対策特別交付金			22
11	分担金及び負担金	2 負担金	2 総務費負担金	24
12	使用料及び手数料	1 使用料	2 総務費使用料	28
			4 衛生使用料（環境課分）	28
		2 手数料	2 総務手数料	32
			4 衛生手数料	32
		3 証紙収入		34
13	国庫支出金	2 国庫補助金	2 総務費国庫補助金	40
			9 消防費国庫補助金	46
		3 委託金	2 総務費委託金	48
			3 民生費委託金（市民課分）	48
14	県支出金	2 県補助金	2 総務費県補助金	52
			4 衛生費県補助金（関係分）	56
			9 消防費県補助金	62
		3 委託金	2 総務費委託金	62
			3 民生費委託金（関係分）	64
15	財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入（関係分）	66
			2 利子及び配当金	66
			3 基金運用収入	66
		2 財産売払収入	1 不動産売払収入（関係分）	68
16	寄附金	1 寄附金	2 総務費寄附金	68
17	繰入金	1 財産区繰入金	1 財産区繰入金（関係分）	68
		2 基金繰入金	1 基金繰入金	68
18	繰越金	1 繰越金	1 繰越金	70
19	諸収入	1 延滞金、加算金及び過料	1 延滞金、加算金及び過料	70
		2 市預金利子	1 市預金利子	70
		5 雑入	1 雑入（関係分）	72
20	市債	1 市債		82

2 歳出

款	項	目	議案頁
1 議会費			90
2 総務費		管理課分除く	94
3 民生費	1 社会福祉費	危機管理室分、男女共同参画課分及び市民課分	166
4 衛生費	1 保健衛生費	環境課分、環境モデル都市推進課分	256
	2 清掃費		292
9 消防費			424
12 公債費			550
13 諸支出金			550
14 予備費			550

3 債務負担行為関係分

4 地方債

5 一時借入金、歳出予算の流用

議案第65号 平成27年度飯田市一般会計予算（案）
付 託 表

【社会文教委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
11 分担金及び負担金	2 負担金	3 民生費負担金	24
		4 衛生費負担金	26
		10 教育費負担金	26
12 使用料及び手数料	1 使用料	3 民生使用料	28
		4 衛生使用料(保健課分)	28
		10 教育使用料	30
	2 手数料	10 教育手数料	34
13 国庫支出金	1 国庫負担金	3 民生費国庫負担金	36
		4 衛生費国庫負担金	38
	2 国庫補助金	3 民生費国庫補助金	40
		4 衛生費国庫補助金(保健課分)	42
		10 教育費国庫補助金	46
	3 委託金	3 民生費委託金(福祉課分)	48
		10 教育費委託金	50
14 県支出金	1 県負担金	3 民生費県負担金	50
		4 衛生費県負担金	52
	2 県補助金	3 民生費県補助金	52
		4 衛生費県補助金(保健課分)	56
		10 教育費県補助金	62
	3 委託金	3 民生費委託金	64
		10 教育費委託金	66
15 財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入(福祉課、学校教育課分)	66
16 寄附金	1 寄附金	10 教育費寄附金	68
19 諸収入	3 貸付金元利収入	3 民生費貸付金元利収入	70
		10 教育費貸付金元利収入	72
	4 受託事業収入	3 民生費受託事業収入	72
		10 教育費受託事業収入	72
	5 雑入	1 雑入(関係分)	72

2 歳出

款	項	目	議案頁
3 民生費	1 社会福祉費	危機管理室分、男女共同参画課分及び市民課分除く	166
	2 児童福祉費		200
	3 生活保護費		238
4 衛生費	1 保健衛生費	保健課分	256
10 教育費	1 教育総務費		434
	2 小学校費		444
	3 中学校費		458
	4 幼稚園費		472
	5 社会教育費		474
	6 保健体育費		534

3 債務負担行為関係分

議案第65号 平成27年度飯田市一般会計予算（案）
付 託 表

【産業建設委員会】

1 歳入

款	項	目	議案頁
11 分担金及び負担金	1 分担金	6 農林水産業費分担金	24
		7 商工費負担金	26
	2 負担金	8 土木費負担金	26
		6 農林水産業使用料	28
	1 使用料	7 商工使用料	28
		8 土木使用料	28
	2 手数料	6 農林水産業手数料	34
		8 土木手数料	34
13 国庫支出金	2 国庫補助金	4 衛生費国庫補助金(経営管理課分)	42
		7 商工費国庫補助金	42
		8 土木費国庫補助金	42
	3 委託金	8 土木費委託金	50
14 県支出金	2 県補助金	4 衛生費県補助金(関係分)	56
		6 農林水産業費県補助金	58
		8 土木費県補助金	62
	3 委託金	5 労働費委託金	64
		6 農林水産業費委託金	64
		8 土木費委託金	64
15 財産収入	1 財産運用収入	1 財産貸付収入（関係分）	66
	2 財産売払収入	1 不動産売払収入（管理課分）	68
17 繰入金	1 財産区繰入金	1 財産区繰入金（林務課分）	68
19 諸収入	3 貸付金元利収入	5 労働費貸付金元利収入	70
		6 農林水産業費貸付金元利収入	72
		7 商工費貸付金元利収入	72
	4 受託事業収入	6 農林水産業費受託事業収入	72
	5 雑入	1 雑入（関係分）	72

2 歳出

款	項	目	議案頁
2 総務費		管理課分	94
4 衛生費	1 保健衛生費	経営管理課分	256
5 労働費			300
6 農林水産業費			306
7 商工費			344
8 土木費			378
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費		548
	2 公共土木施設災害復旧費		548

3 債務負担行為関係分

平成27年飯田市議会第 1 回定例会

自

平成27年 2 月25日

会期

24日間

至

平成27年 3 月20日

日

程

表

月	日	曜日	日	程
2	25	水	開 会	平成27年 2 月25日 午前10時
			開 議	
			日程第 1	会議成立宣言
			日程第 2	会期の決定
			日程第 3	議案説明者出席要請報告
			日程第 4	会議録署名議員指名
			日程第 5	市長挨拶（施政所信表明）
			日程第 6	定期監査報告
			日程第 7	委員長報告 リニア推進特別委員会
			日程第 8	報告（3 件） 報告第 1 号から報告第 3 号まで
			日程第 9	議案審議 （1）即決議案（9 件） 議案第 1 号から議案第 9 号まで 説明、質疑、討論及び採決 （2）定住自立圏形成協定締結関連議案（14件） 議案第24号から議案第37号まで 説明、質疑、討論及び採決 （3）委員会付託議案（55件） 議案第10号から議案第23号まで 及び議案第38号から議案第78号まで 説明、質疑及び委員会付託 議案第49号、議案第50号及び議案第53号 総務委員会 第 1 委員会室 社会文教委員会 第 1 委員会室 産業建設委員会 第 1 委員会室 委員長報告、質疑、討論及び採決 （4）追加議案（あれば） 議案第一号から議会議案第一号まで 説明、質疑及び委員会付託
			散 会	

第2日以降日程予定表

月	日	曜日	日	程
2	26	木	一般質問通告締め切り	午後5時まで
	27	金	市長へ一般質問通告	午後3時まで
	28	土		
3	1	日		
	2	月		
	3	火		
	4	水		
	5	木	議会運営委員会	午前9時 第1委員会室
			午前10時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 一般質問	
			延 会	
	6	金	午前9時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 一般質問 日程第4 議案審議（追加議案あれば） 委員会付託議案（あれば） 議案第一号から議案第一号まで 説明、質疑及び委員会付託 日程第5 請願、陳情上程 委員会付託	
			散 会	
	7	土		
	8	日		
	9	月	総務委員会	午前9時 第1委員会室
	10	火	社会文教委員会	午前9時 第1委員会室
	11	水	社会文教委員会	午前9時 第1委員会室
	12	木	産業建設委員会	午前9時 第1委員会室
	13	金	産業建設委員会	午前9時 第1委員会室
	14	土		
	15	日		
	16	月	リニア推進特別委員会 委員会予備日（午後）	午前10時 第1委員会室
	17	火		
	18	水		
	19	木		

		議会運営委員会	午前9時	第1委員会室
20	金	午前10時 開議 日程第1 会議成立宣言 日程第2 会議録署名議員指名 日程第3 委員長報告 日程第4 議案審議 (1) 委員会付託議案 委員長報告、質疑、討論、採決 (2) 追加議案（あれば） ア 委員会付託議案 議案第一号から議案第一号まで 説明、質疑及び委員会付託 委員長報告、質疑、討論及び採決 イ 議会議案 議会議案第一号から議会議案第一号まで 質疑、討論及び採決 日程第5 請願、陳情上程（あれば） 委員会付託 日程第6 所管事務調査の報告 閉 会		

平成27年第 2 回定例会会議日程(案)

月	日	曜日	日 程	備 考
5	26	火	告示・議運（午前10時）	
	27	水	全協（午前10時）/広報広聴委員会/請願・陳情締切り（午後5時まで）	
	28	木		
	29	金		
	30	土		
	31	日		
6	1	月		
	2	火	開会（午前10時）	
	3	水	一般質問通告締切り（午後5時まで）	
	4	木	一般質問市長通告（午後3時まで）	
	5	金		
	6	土		
	7	日		
	8	月		
	9	火		
	10	水		
	11	木		
	12	金	議運（午前9時）・一般質問（午前10時）	
	13	土		
	14	日		
	15	月	一般質問（午前9時）	
	16	火		
	17	水		
	18	木	総務委員会（午前10時）	
	19	金	社会文教委員会（午前10時）	
	20	土		
	21	日		
	22	月	産業建設委員会（午前10時）	
	23	火	委員会予備日	
	24	水	特別委員会（午前10時）	
	25	木		
	26	金	議運（午前9時）・閉会（午前10時）	

平成27年度 議会日程（案）

4 月			5 月			6 月			7 月			8 月			9 月		
日	曜日	日程	日	曜日	日程	日	曜日	日程	日	曜日	日程	日	曜日	日程	日	曜日	日程
1	水		1	金	代表者会・告示議運	1	月		1	水	総務委管外視察	1	土		1	火	開会
2	木	保育園入園式	2	土		2	火	開会	2	木	総務委管外視察 県議議会	2	日		2	水	通告
3	金	小中学校入学式	3	日	憲法記念日	3	水	通告	3	金	総務委管外視察 県議議会 副市長・総務部長会	3	月		3	木	市長通告
4	土	小中学校入学式	4	月	みどりの日	4	木	市長通告	4	土		4	火	行政評価集約/ フェスタ開幕	4	金	
5	日		5	火	子どもの日	5	金		5	日		5	水	行政評価集約予備	5	土	
6	月	小中学校入学式 広報委	6	水	振替休日	6	土		6	月	広報委	6	木		6	日	
7	火	北信越議議会 (長岡)	7	木		7	日	土砂災害 防災訓練	7	火		7	金		7	月	
8	水	北信越議議会 (長岡)	8	金		8	月		8	水	産建委管外視察	8	土	りんごん	8	火	
9	木		9	土		9	火	県市長会・全国 市長会	9	木	産建委管外視察	9	日		9	水	中日議運/ 一般質問
10	金		10	日		10	水	全国市長会	10	金		10	月		10	木	一般質問
11	土		11	月		11	木	全国市長会	11	土		11	火		11	金	
12	日	長野県議議会 議員選挙	12	火	全協・臨時会	12	金	中日議運/ 一般質問	12	日		12	水		12	土	
13	月		13	水	臨時会	13	土		13	月	社文委管外視察	13	木		13	日	
14	火		14	木	北信越市長会 広域議運	14	日		14	火	社文委管外視察	14	金		14	月	総務 委員会
15	水	東海市長議会 (四日市)	15	金	北信越市長会 議長挨拶廻り 県都市監査	15	月	一般質問	15	水	社文委管外視察 全国市長会	15	土		15	火	社会文教 委員会
16	木	東海市長議会 (四日市)県市長 会	16	土	ふるさと会総会	16	火	全国市議会議長 会(東京)	16	木		16	日		16	水	社会文教 委員会
17	金	伊那谷三市 局長会	17	日		17	水	全国市議会議長 会(東京)	17	金		17	月		17	木	産業建設 委員会
18	土		18	月	総務委 管内視察	18	木	総務委員会	18	土		18	火		18	金	産業建設 委員会
19	日		19	火	社文委 管内視察	19	金	社会文教委員会	19	日		19	水		19	土	
20	月		20	水	産業建設 管内視察 東海市長会	20	土		20	月	海の日	20	木	県市長会 広域議運	20	日	
21	火		21	木	T O J	21	日		21	火		21	金	県市長会	21	月	敬老の日
22	水		22	金	伊那谷三市連絡 協	22	月	産業建設委員会	22	水	行政評価 全常任委	22	土		22	火	国民の休日
23	木		23	土		23	火	委員会予備	23	木	行政評価予備	23	日		23	水	秋分の日
24	金		24	日		24	水	特別委員会	24	金	伊那谷三市議員 研修	24	月	代表者会	24	木	委員会予備
25	土		25	月	代表者会 広域全協	25	木		25	土		25	火	告示・議運	25	金	特別委員会
26	日		26	火	告示・議運	26	金	閉会日議運/閉 会(仮)県局長会	26	日		26	水		26	土	
27	月		27	水	全協/ 広報広聴委員会	27	土		27	月		27	木	全協 全国都市監査	27	日	
28	火		28	木	県市長会	28	日		28	火		28	金	広域全協 全国都市監査	28	月	
29	水	昭和の日	29	金	東海都市監査総 会	29	月	議長記者会見	29	水		29	土		29	火	閉会日議運/閉 会 行進提言
30	木		30	土		30	火		30	木	行評シート提出 	30	日	(仮)地震災害防災訓練	30	水	議長記者会見
			31	日					31	金		31	月				

10 月			11 月			12 月			1 月			2 月			3 月		
日	曜日	日程	日	曜日	日程	日	曜日	日程	日	曜日	日程	日	曜日	日程	日	曜日	日程
1	木	(仮)議会報告会	1	日		1	火	広域連合議会	1	金		1	月		1	火	
2	金	(仮)議会報告会	2	月		2	水		2	土		2	火		2	水	中日議運/ 一般質問
3	土		3	火	文化の日	3	木		3	日		3	水		3	木	一般質問
4	日		4	水		4	金		4	月		4	木		4	金	
5	月	広報委/(仮)議 会報告会	5	木	三遠南信サミット (豊橋市)	5	土		5	火	新年挨拶廻/ 広報委	5	金	県市長会	5	土	
6	火	(仮)議会報告会	6	金		6	日		6	水		6	土		6	日	
7	水	(仮)議会報告会	7	土	(仮)議会・理事 者交流会	7	月	中日議運/ 代表質問	7	木	伊那谷三市連絡 協	7	日		7	月	総務 委員会
8	木	(仮)議会報告会 全国市長会	8	日		8	火	代表質問 一般質問	8	金	(仮)県局長会	8	月		8	火	社会文教 委員会
9	金	伊那谷三市職員 研修会	9	月		9	水	一般質問	9	土		9	火		9	水	社会文教 委員会
10	土	(仮)中津川市議 交流	10	火		10	木	総務 委員会	10	日		10	水		10	木	産業建設 委員会
11	日		11	水	全国市長会	11	金	社会文教 委員会	11	月	成人の日	11	木	建国記念日	11	金	産業建設 委員会
12	月	体育の日	12	木	伊那谷三市議長 研修議運視察	12	土		12	火		12	金		12	土	
13	火		13	金	伊那谷三市議長 研修議運視察	13	日		13	水		13	土		13	日	
14	水	議運管外視察	14	土		14	月	産業建設 委員会	14	木	(仮)県議長会	14	日		14	月	委員会予備
15	木	議運管外視察 北信越市長会	15	日		15	火	委員会予備	15	金	(仮)県議長会	15	月	代表者会	15	火	特別委員会
16	金	北信越市長会	16	月	代表者会	16	水	特別委員会	16	土		16	火	告示・議運	16	水	小中学校 卒業式
17	土		17	火	告示・議運	17	木		17	日		17	水		17	木	小中学校 卒業式
18	日		18	水	議長フォーラム(福 島市)	18	金	閉会日議運/閉 会	18	月		18	木	全協	18	金	閉会日議運/閉 会
19	月		19	木	議長フォーラム(福 島市)	19	土		19	火		19	金	広域議運	19	土	小中学校 卒業式
20	火		20	金	県市長会	20	日		20	水	(仮)飯伊議員研 修会	20	土		20	日	
21	水	スローライフサ ミット(下呂市)	21	土		21	月	議長記者会見	21	木		21	日		21	月	春分の日
22	木	スローライフサ ミット(下呂市)	22	日		22	火		22	金		22	月		22	火	議長記者会見
23	金	(仮)恵那山ト ネル議長会	23	月	勤労感謝の日	23	水	天皇誕生日	23	土		23	火	開会	23	水	
24	土		24	火	県市長会 広域議運	24	木		24	日		24	水	通告㍑	24	木	
25	日		25	水	全協	25	金		25	月		25	木	市長通告	25	金	保育園 卒園式
26	月		26	木	開会	26	土		26	火		26	金	広域連合議会	26	土	
27	火		27	金	通告㍑	27	日		27	水		27	土		27	日	
28	水		28	土		28	月		28	木		28	日		28	月	
29	木		29	日		29	火		29	金	副市長・総務部長会	29	月		29	火	
30	金		30	月	市長通告	30	水		30	土					30	水	
31	土					31	木		31	日					31	木	

26 飯議第 197 号
平成 27 年 2 月 12 日

飯田市議会
議長 林 幸次 様
議会運営委員会
委員長 清水 可晴 様

議会改革推進会議
委員長 永井 一英

代表質問・一般質問におけるパネル使用について（中間答申）

平成 26 年 10 月 23 日に諮問いただいたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

代表質問・一般質問におけるパネル使用について

(1) 使用目的について

議会は言論の府であることから、パネルの使用は、発言の内容について理事者側の理解を深めることを目的とし、あくまでも説明の補助手段である。その上で、議場においては他の議員、傍聴者等に、また、テレビ中継を見ている市民にも配慮する。

(2) 何をもって

文字、表、グラフ、写真などを用いたパネル。パネルの大きさ、数等には制限を設ける。

なお、書籍等現物を表示することについては現行どおりとする。

(3) パネル使用の認否

議長の許可を条件にパネルの使用を認める。

(4) パネル使用を認めた場合

① 掲示にあたり補助者をつけることの可否

パネルを使用するに当たって、掲示に支障がある議員に限って補助者を付けることを認める。

② 許可とするか否か。またその手続きは

議長の許可を条件とする。議長の判断基準や手続は改めて検討する。

③ 関連質問について、使用を認めるか、認めないか

関連質問の性質から認めない。

④その他事項(執行機関側に対する検討やケーブルテレビの放映方法)

これらについても改めて検討する。

2 最終答申に向けて

上記答申事項のうち、アンダーラインを付した事項及び次の5項目については、議会改革推進会議において改めて検討し、まとまった時点で最終答申を行う。

- (1) パネルの作成について
- (2) パネル使用の基準
- (3) 資料の配布について
- (4) 実施した後の検証時期
- (5) 会議録におけるパネルの取扱い

議会議案第1号

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成27年3月 日提出

飯田市議会議会運営委員会
委員長 清水可晴

記

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例」を「法律」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（旧教育長が在職する場合の経過措置）
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、改正後の第21条の規定は適用せず、改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。

